

## 都 市 経 済 委 員 会 会 議 錄

### 招 集

令和7年12月17日（水）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）西野 太一 （副委員長）津田 幸一  
稻田 清 今城 雅子 国頭 靖 田村 謙介  
中田 利幸 錦織 陽子 森谷 司

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長兼農林水産振興局長

〔商工課〕坂隱次長兼課長 森田ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】石田局長

〔観光課〕田仲課長 金田観光戦略担当課長補佐 高田観光戦略担当係長

〔スポーツ振興課〕成田次長兼課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐  
久城スポーツ振興担当係長

〔文化振興課〕大塚課長 山根課長補佐兼文化財担当課長補佐

林課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化振興官

【農林水産振興局】

〔農林課〕宅和課長兼水産振興室長 赤井課長補佐兼農政担当課長補佐

深吉土地改良担当課長補佐 吉塚土地改良担当係長

【都市整備部】伊達部長

〔建設企画課〕山中次長兼課長 柳田課長補佐兼総務担当課長補佐

〔都市整備課〕本干尾課長 田居公園担当課長補佐  
古田課長補佐兼河川担当課長補佐 中原米子駅周辺整備推進室長  
末次公園担当係長

〔道路整備課〕北村次長兼課長 督永道路改良担当課長補佐  
長谷川道路維持担当課長補佐

〔建築相談課〕松本課長

〔住宅政策課〕西村課長

【上下水道局】下関局長

〔経営企画課〕横木課長 折戸下水道企画室長 羽柴課長補佐兼財務担当課長補佐  
田中担当課長補佐

〔総務課〕湯崎副局長兼課長

〔営業課〕林副局長兼課長 遠藤課長補佐兼普及担当課長補佐 池内普及担当主任

〔給排水課〕石田副局長兼課長

〔水道管路維持課〕結城課長 佐々木課長補佐兼メーター管理担当課長補佐

〔下水道整備課〕山崎副局長兼課長

〔下水道施設課〕見山課長

【農業委員会事務局】古橋局長

**出席した事務局職員**

毛利局長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

**傍聴者**

岩崎議員 大下議員 岡田議員 徳田議員 戸田議員 又野議員 松田議員

森田議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者 1人 一般 1人

**審査事件及び結果**

議案第 94 号 損害賠償の額の決定について [原案可決]

議案第 100 号 米子市観光センターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 101 号 米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 102 号 米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 103 号 米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 104 号 米子市美術館の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 105 号 米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 106 号 米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び上淀白鳳の丘展示館並びに米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 107 号 米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 108 号 米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 109 号 事業契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

**報告案件**

- ・農業委員会委員の募集について [経済部]
- ・高病原性鳥インフルエンザの対応について [経済部]
- ・東山公園指定管理者による除草剤の不適切廃棄事案について [経済部]
- ・「米子市生活排水対策方針」の改定案について（中間報告） [上下水道局]
- ・米子市合併処理浄化槽維持管理費の補助額等について [上下水道局]

~~~~~

**午前 10 時 00 分 開会**

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議で当委員会に付託されました議案11件を審査するとともに、報告を5件受けます。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第 107 号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** そうしますと、議案第107号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。今、議案書のほうを通知をさせていただきました。

本議案は、米子市都市公園の指定管理者につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理対象施設につきましては、都市公園法に基づきまして設置しました都市公園につきまして、別紙の2ページ後ろになりますけども、位置図に記載しておりますが、米川及び日野川を境に市内を2分割いたしまして、日本海側、こちら外浜区域のエリアの施設を対象としております。

指定管理者に指定する者につきましては、先日、11月の閉会中の委員会で御報告させていただきましたとおり、平井工業株式会社を候補者として選定をいたしまして、指定管理者に指定するものとして提案をさせていただいております。

議案書にあります業務の範囲及び管理の基準につきましては記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とさせていただいておりまして、指定管理者には、都市計画法に基づき設置された緑地等、都市公園に類似する施設の管理業務も併せて行うものとしております。

説明は以上です。

○**西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

国頭委員。

○**国頭委員** すみません、11月の委員会、ちょっと欠席しておりましたんで、あれですけど、これは公募されてということで間違いないでしようか、それで決定したということで。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 公募により選定をしたということでございます。

○**西野委員長** よろしいですか。

○**国頭委員** はい。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○**西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○**西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第107号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○**西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、議案第108号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本干尾整備課長。

**○本干尾都市整備課長** そうしますと、議案第108号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。今、議案書のほうを通知させていただきました。

先ほどの外浜区域と同様、こちらにつきましても、米子市都市公園の指定管理者について、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理対象施設につきましては、先ほど外浜区域でも御説明をさせていただきましたとおり、今度は米川及び日野川を境に中海側を内浜区域といたしまして、そちらに設置しております都市公園を対象施設としております。

指定管理者に指定する者につきましては、YONAGOパークオペレーション共同事業体、代表者はサンクリーン株式会社ということになっておりますので、これを指定管理者と指定するものでございます。

業務の範囲及び管理の基準につきましては記載のとおりでございます。

指定期間につきましては、外浜区域と同様、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としておりまして、先ほどと同様、都市公園法に基づき設置された緑地及びその他都市公園に類似する施設の管理を併せて行うものとしております。

説明は以上です。

**○西野委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

**○西野委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

**○西野委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第108号、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

**○西野委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、事業契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山中都市整備部次長。

**○山中都市整備部次長兼建設企画課長** 議案第109号、事業契約の締結についての議決の一部変更について御説明させていただきます。

こちらは、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備事業に係ります事業契約の締結についての議決の一部を変更しようとするものでございます。

内容としましては、物価高騰及び労務費の上昇により、令和8年度から令和14年度までの維持管理費621万5,907円を増額するもので、9月定例会におきまして、金額の増額に係る債務負担行為をお認めいただいたところです。このたびの一部変更は、民間資金等の活用による公共事業等の整備等の促進に関する法律に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第109号、事業契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時07分 休憩**

**午前10時23分 再開**

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

初めに、議案第100号、米子市観光センターの指定管理者の指定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

田仲観光課長。

○田仲観光課長 そういたしますと、議案第100号、米子市観光センターの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

議案書の74ページを御覧ください。このたび指定管理者に指定しますのは皆生温泉旅館組合でございまして、業務の範囲及び管理の基準につきましては議案書に記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回、皆生温泉旅館組合は、公募ではなく指名指定で選定をいたしました。その理由につきましては、先般、11月の都市経済委員会でも御説明いたしましたが、改めまして補足説明をさせていただきます。

まず、旅館組合業務と指定管理業務の一体的な管理によりまして、経費負担を抑え、低廉な指定管理料での運営が可能であること、それから皆生温泉活性化の中心的な役割を担う団体であることといった点が指名指定に至った理由でございます。米子市観光センターは、観光案内や宣伝、宿泊施設の紹介などの業務を通じ、皆生温泉の観光振興を図るために設置されている施設でございますので、その役割から考えまして、皆生温泉振興の中心的な団体である旅館組合による管理運営が最適と考えております。

旅館組合は、エリアの16旅館で構成されまして、行政や観光団体などと連携して、皆生温泉の魅力向上のための取組を行う上で欠かせない組織となっております。例えば旅館組合では、各旅館と一体となった海岸清掃の実施、日本酒、海に降る雪上代などの地元商品開発の実施、また観光団体や地元事業者と協力しました皆生温泉海遊ビーチの開設や打ち上げ花火の実施、トライアスロンといったイベントへの協力、皆生温泉エリア経営実行委員会と連携したまちづくりの参画など、より皆生温泉の活性化に大きく寄与されています。あわせまして、観光センターを利用したレンタサイクル事業の実施、消費拡大を図る土産物販売、足湯の設置及び周辺花壇の整備など、年間を通じて、観光地としての魅力向上及び利便性向上を目的とした実施事業を展開されているところでございます。

皆生温泉旅館組合は、30年後も選ばれる温泉地の実現を目指して策定されました皆生温泉まちづくりビジョンに掲げる取組を推進しており、皆生温泉の振興に欠かせない存在であり、本市としましても、旅館組合の継続的な皆生温泉活性化の取組を評価しております。このことから、皆生温泉の観光振興を図るために設置されました観光センターの管理運営を担う最適な団体であると判断し、皆生温泉旅館組合を指定管理者に指定することについての議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

国頭委員。

○国頭委員 指定ということで、分かりました。観光センターは、今まで何年ぐらいここを管理しておられたんでしょうか。

○西野委員長 田仲観光課長。

○田仲観光課長 昭和58年に建設されまして、40年以上、旅館組合のほうで管理をされております。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 分かりました。一体的ということありますけども、本来ならば、あんまり長過ぎると、やっぱり弊害も出てくるところがあると思うんです。そういう面から見て、やはり私はほかのところの、言いますけども、公募っていうものが、基本公募していくっていうのが筋だと思っておりますので、そういう考え方でおるということを言わせていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第100号、米子市観光センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号、米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第101号、米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案の76ページを御覧ください。これは、令和8年4月1日から5年間の米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理対象施設、指定管理者に指定する者等、指定の概要につきましては、議案の76ページから79ページに記載のとおりでございます。本件は、公募いたしました結果、2件の応募がございまして、選考の結果、シンコースポーツ中国株式会社を指定管理者に指定するものといたしました。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

錦織委員。

○錦織委員 お尋ねしますが、今回公募されたということなんですが、この施設数を見ると19施設っていうことで、これが一括して公募されたということなんんですけど、例えば都市公園だと外浜区域だと内浜区域だとかいって、米川を基準にして分かれて指定管理の指定とかされたんですけども、これを一括しているっていう理由は、ちょっとどういう理由だったのかをお尋ねします。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 今回指定させていただきますこの指定管理の施設なんですけれども、今年度までは、ここに書いております施設にプラスして、東山公園の市民体育館ですか市民球場ですか、そういう施設も含めた管理をしていただいておりました。このたびは米子アリーナのPFI事業に伴いまして、東山公園の施設は外したもので指定をさせていただくんですけれども、これらの施設の一体管理につきまして、地区体育館、それぞれ連携した管理になりますし、それ以外の管理につきましても、今まで指定をしてきておりまして、支障なく円滑に運営していただいていた実績もありますので、引き続き東山公園を除いた施設につきまして、一括で指定管理の対象施設とさせていただいているところでございます。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 これまで、今回は米子アリーナ関係のことで外したということなんんですけど、ちょっと支障なく円滑にされてきたっていうことは分かるんですけども、何か黒か白かみたいなんで、じゃなくて、やっぱりこれを半分にするとか、しかもこれ今回、シンコースポーツ中国株式会社っていうのは広島の会社でして、できれば市内の業者が関われるような、そういうことがあったほうが指定管理の場合はいいのかなっていうふうに思っているので、今回19施設一括っていうことなんんですけども、もう少し細分化して、より業者が参入できるようなことちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。首をかしげておられる方もおられるんですけども、やっぱり一括してすれば安上がりだとか効率的だっていうこともあるかもしれないけども、効率的だけじゃ、やっぱり私は、こういうものっていうのはいけないというふうに思ってますので、そこら辺のこと、今回は5年ですね、5年先っていうことになるんですけども、大体考え方として、取れなかったら、もう全然ゼロ、このシンコースポーツも、5年先にはもしかしたら取れなくなるかもしれないっていうことだと、もうあるかゼロかっていうのがね、企業にとっても取れなかつたらもうそれでゼロっていうことで、非常にどうかなというふうなね、その企業のことを考えたら、そこまで考えなくてもいいじゃないかっていうことがあるかもしれないんですけども、でも、やはりそういうふうな税金を使った仕事ですので、考えていただけたらなというふうに思って、ちょっと意見だけ述べさせていただきました。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 私はちょっと錦織委員とは意見が違うので、違う意見を述べさせていただきたいと思います。

私はね、逆に小さいというか、少ないと、多分その事業体は非常にこれを経営していくというか、事業展開していくことが困難になると思います。大規模な工事を伴った部分は別として、この指定管理の範囲内で事業をするのであれば、ある程度の数のスケールがないと、多分効率がそれこそ悪くなって、人件費率から考えても、なかなか市が考えている予算内で十分な管理が逆にできなくなると思いますので、その部分は、スケールとしては私は妥当だと思っておりますので、その分しっかりと効率のいい管理の仕方を進めていただくと同時に、十分、要は安全性だと、そういった早め早めの手当を含めて、大きな補修とか大きな工事を伴うようなことにならないような、きめ細かいことをぜひお願いしておきたいということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 私も、ちょっと錦織委員が言われたのも一理あると思って、県外の業者が取られたんですけど、分けてすると、もしかしたら地元業者でも取れたかもしれないという可能性もあると思うと、分けてするっていう発想っていうか、そういうことの検討はされたっていうことですか、一応は、そういったこともしなかったっていうことでしょうか。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 もともと市の体育施設なんですけど、もともとは全部一括でしていたものを、前回の指定のときなんですけど、ちょっと分けることを検討

いたしました。そのときに分けさせていただいたのが、今、別でこの後説明させていただくんですけれども、湊山庭球場ですか日野川堰運動公園ですか、そういうものを分けて、小規模なものを分けて、その管理をしていただくっていうことをちょっと分けさせていただきました。それ以外のものにつきましては、地区体育館の中で連携した貸出しますとか、やはり分けてしまうと、なかなか連携がうまくいかないのじゃないかっていうこと危惧いたしまして、そこはちょっと一括でさせていただくようにしております。

このたび東山公園をこつから切り離すというのも初めてな試みなわけなんですけれども、そこについても、連携について市が間に入ってうまくやっていかないといけないというふうに思っておりますので、まずはこの東山公園を外すことをさせていただいて、それをさらに細分化するっていうことについては、今のところ、今回は検討はしなかったんですけども、今後、東山公園を分けた結果どうなるかというとこを検証しながら、また考えていきたいと思ってます。以上です。

○西野委員長 よろしいですか。

○国頭委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第101号、米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第102号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案の80ページを御覧ください。これは、令和8年4月1日から5年間の米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理対象施設、指定管理者に指定する者等、指定の概要につきましては、議案の80ページから81ページに記載のとおりでございます。本件は、公募いたしました結果、1件の応募がございまして、選考の結果、特定非営利活動法人ever greenを指定管理者に指定するものといたしました。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

稻田委員。

○稻田委員 今回2施設ここに記載がありますが、上のほうの湊山庭球場なんですけれども、たしか今後、あそこ一帯調査が入り、そのまま庭球場で使うかどうかというような話があつたやに思いますが、今回指定の期間5年間ということなんですが、今後5年間の動きはどのような見通しがあるのか、お聞かせください。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 湊山庭球場につきましては、今後の米子城跡の整備事業におきまして、二の丸ゾーンの発掘調査を実施する際に廃止をする方針でございます。廃止時期につきましては、現時点では未定ではございますが、このたびの指定管理期間内に閉鎖することも想定はされています。そのことにつきましては指定管理者の募集要項におきましても記載をしておりますので、事業者のほうにも認識をしていただいてところでございます。以上です。

○西野分科会長 稲田委員。

○稻田委員 今、答弁で分かりました。廃止の予定は、指定管理者のほうも分かっているということですね。逆に言えば、発掘と言われましたかね、その事業はまた別途こちらの議会にも報告ください。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第102号、米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、米子市皆生市民プールの指定管理者の指定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、議案第103号、米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案の82ページを御覧ください。これは、令和8年4月1日から5年間の米子市皆生市民プールの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理対象施設、指定管理者に指定する者等、指定の概要につきましては、議案の8

2ページから83ページに記載のとおりでございます。本件は、公募いたしました結果、1件の応募がございまして、選考の結果、公益財団法人鳥取県スポーツ協会・一般財団法人鳥取県水泳連盟共同企業体を指定管理者に指定するものといたしました。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

中田委員。

○中田委員 大分老朽化も進んできとの施設だと思うんですけど、県と交換して市が今やっているわけですけれども、場所もだし、どうしても施設の特異性からいっても、これから老朽化というのはどんどん進んでいくと思うんですけど、この施設の、これ5年間になりますけど、今後の在り方等を私は考えていくべきだと実は思っているわけですけども、そこら辺についての当分の見通しというか、基本的なスタンスというか。要は市民プールと競技用プールを交換したわけですけども、言ってみれば、特にこれ市民プールとして温泉プールがあるんですけど、実際の中の状況というのは、老朽化だけではなくて、この指定管理者がスポーツ協会と水泳連盟ということもあって、コースのかなりの部分を占めた、要は水泳教室がかなりを占めているんですね。それで、例えば本当に市民プールということで世代を超えてやるんであれば、もっと要は水泳が苦手な子どもたちの、もう言ってみれば初めの段階とか、あるいは中高年の皆さんを含めた歩行訓練のような活用とか、いろんな活用を含めて、まだまだこれから意味を持つのであればいいんですけど、今の老朽化であれだけの水回りをまた今後、大改修をかけて米子市が持ち続けるっていうのは、私は大きな負担になると思っているんですけど、基本的な何か、あの施設に対する何か現時点での考え方があれば聞いておきたいと思います。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 この皆生市民プールも約40年ぐらい建築してから日数がたっておりますので、確かにおっしゃられるとおり、老朽化は進んでいるところでございます。現在、市内の公共プールの在り方につきましては、鳥取県の東山水泳場を併せまして、鳥取県と一緒に新しいプールの設置ということも含めた検討という的是してあるところでございます。ただ、ちょっとその辺りの方針が県との間でまだ定まってないということが、現時点ではございますので、それが定まりましたら新しいプールということもあるんですけども、現時点においては、その後どうなっていくのかっていうのはちょっとまだ分かっていない状況です。ただ、今後、5年間につきましては、新しいプールが仮に造るということになりました、その後になりますので、この皆生市民プールは5年間は少なくとも存続ということになります。

今後の大規模改修ということですけれども、今のところ大きな施設の損傷というのは見られておりませんので、その辺りは、仮にこっちを存続するっていうことになれば、手を入れるというようなことも考えていかないといけないのかなというふうには思っております。

運用面につきましても、年配の方から小さな子どもたちまで幅広い方に使っていただいておりまして、特に年配の方とかは平日の日中とか、よく利用されてる様子っていうのはございます。学校の授業での活用というのも来年度以降は考えておられるというふうにも

聞いておりますので、その辺りでも活用していただきながら、しっかり施設を活用していくような取組というのもしていきたいというふうに思っております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 状況的には分かりました。学校での活用というのも今後はあると思いますので、そういう運用は理解できるところです。だんだんああいうものって、施設の躯体物よりも機械系のものとか、そういった設備のほうが非常に古くなってくると、具合が悪くなったり、その改修っていうのは結構ね、電気設備も含めて大規模なことになってくると思います。本市は、要は米子アリーナを含めてグラウンド整備とか多目的広場の整備とか、要するに健康のために寄与するスポーツ関連施設としては、今後の、将来に向けての整備を一方では進めているわけで、そうすると、逆に、わかとり国体前後から今に引き継いできた、こういった施設群がそのまま乗っかっていくと、私は、それでなくても米子市の財政上の特徴の経常経費の比率が非常に高いのは、施設サービスが非常に大きな割合を占めているっていう財政構造の特徴があると思ってるんですね、行革のとき、さんざん議論しましたけど。そうすると、新たな展開を考えているところの一方では、やっぱりスクランプの部分もしっかりと考えて、統廃合とか、そういったことも進めていくような、要は行革の時期が過ぎて、財政上もよくなつた、基金も大体たまってきた、ああ、よかつたねじやなくて、行革の視点っていうのは常に働きながら、未来志向でどう行政経営をしていくのかという視点で、この施設群を捉えていかなければいけないと思うんですね。そうすると、そういう目で見たときに、この温泉プールがどうなのかなっていうことは、私は重要なものだと、やっぱり対象物だと思ってますので、十分その辺は勘案してやっていただきたいというふうに思っております。何かコメントがあればいただきたいと思います。

○西野委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 皆生の市民プールの指定管理に絡んで、プール資源、その他の施設群についての考え方ですが、今の中田委員がおっしゃったことは、ほぼほぼ私も同感でありまして、簡潔に申し上げますと、皆生の市民プールと、それから東山の水泳場、これ交換したという経過ございますが、これは県のほうと、ほぼ同じ二、三年の差で、ほぼ同じ建設年でありますので、いずれにしても近い将来、大規模改修をしないと、その後の機能が発揮できないということだと思っております。ただ、ちなみに皆生の市民プールは交換のときに一定の整備はしていただいておりますので、直ちにということではございませんが、経年からして、そう遠くない将来に大規模改修が必要になってくることは明らかであるということも踏まえた上で、両方のプール施設をどうするかということを県と協議してることとは、以前にもこの議会のほうで御報告し、議場でもお答えしたとおりであります。

我々としては、東山の水泳場は、県で唯一の水泳競技施設でございます。この競技施設の整備の在り方については、やはり県が主導になって、県が責任主体でございますので、県のほうでしっかり検討していただくということがまず第一だろうということで、県のほうの検討を待ってるというのが今の状況であります。学校体育の話もございます。あるいは学校体育館と地区体育館の関係をどう考えるのかというような宿題もございます。基本的に東山のアリーナでも、そういう基本方針でやりましたけども、将来の持続可能性を前提としつつ、単純な減築、スケールダウンではなくて、スケールを縮めつつ機能を上げて

いく、そして、市民サービスの維持向上を図っていくということを一つのコンセプトに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いずれにしても、今の施設規模をそのまま維持するというのは、将来に対する持続可能性の面で大きな疑問あるいは困難性を伴うというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたような方針で、プールをはじめとする施設群について今後の方針を決めていきたいと、このように考えております。

ちなみに市の財政は、私自身は残念ながらまだまだ好転していないと思っております。それ、なぜかといいますと、例えば学校施設の長寿命化が遅れている、あるいは公民館等も次々老朽化時期を迎える、こういった宿題が実は先送りされてきております。この辺の将来負担を考えたときに、市の財政というのはまだまだ厳しいと、このように私は評価しております。以上であります。

○西野委員長 よろしいですか。

○中田委員 はい。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 何か縮小するような感じなんんですけど、私は、今の皆生市民プールっていうのは、本当に子どもは土日無料なんですよね。それから、高齢者には水泳教室で、本当に健康づくりに役立っていると。米子市はフレイル対策って一生懸命、今、昨日もいろいろ話があったんですけども、本当に公有財産をやっぱり私は役立たせなければいけないというふうに思ってて、片方では学校のプールはもう造らないという方針となりまして、米子市全体から考えると、この市民プールを大規模改修して残していくということは、私は必要だというふうに思いますので、これからいろいろまた検討を進められると思いますけれども、今の市民プールの役割っていうのは、私は非常に大きいというふうに思ってますので、そういったところも含んでおいていただきたいというふうに思います。

要望です。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第103号、米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、米子市美術館の指定管理者の指定について、議案第105号、米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定について及び議案第106号、米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び上淀白鳳の丘展

示館並びに米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 それでは、議案第104号から議案第106号、米子市美術館ほか、指定管理者の指定について、一括して説明させていただきます。

議案書は84ページから91ページまでございます。議案第104号は美術館、議案第105号は公会堂などホール系3施設、議案第106号は山陰歴史館など文化財関連4施設の指定管理者の指定についてでございます。

今回指定管理者に指定いたしますのは、いずれの施設も一般財団法人米子市文化財団でございまして、業務の範囲及び管理の基準につきましては議案書に記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

この文化財団を公募によらず選定した理由としましては、補足して説明させていただきますが、特に次の2つの要素が重要であると判断したところでございます。

まず、1つ目ですが、学芸員の安定雇用と専門性を維持する必要があるということ。特に歴史館や美術館などの管理運営においては、収蔵される文化財や美術作品を専門的かつ適正に管理活用するために、学芸員の配置が必須要件でございます。学芸員は、高度な専門性が求められ、育成に時間がかかりますことから、安定的、継続的な雇用体制の維持が不可欠でございます。そういう状況の中で、文化財団は、長年にわたり専門職員の安定的な雇用と育成を担っていただき、その専門的な知見に基づきまして、文化財などの調査・研究、保存活用を着実に進めてまいりました。ここで公募に切り替えて、仮に運営主体が変更となった場合には、専門職員の雇用が不安定となること、長年培ってきた専門的な知見やノウハウを失ってしまう、こういったリスクは本市の文化行政にとって極めて大きな損失になるものと考えております。

それから、もう一方の理由としまして、地域の文化人材の育成とにぎわいづくりに大いに貢献しているということ。文化財団は、地域の文化人材育成のための自主事業を幅広く企画、実施しております。一例を挙げますと、例えば本市出身で日本バイオリン会の父と言われている鷺見三郎先生を顕彰する事業としまして、若年層によるユースオーケストラを毎年結成して、演奏会を開催したり、美術作品展の開催に合わせて、子どもたちを中心としたワークショップ、こういったものを実施するなど、芸術文化を担う次世代の人材育成に大いに貢献しております。また、これらの自主事業に加えて、民間団体との広範な連携を構築しておりますし、イベントなどを通じて文化振興のみならず、地域のにぎわいづくりへの実績も積み重ねております。最近では、文化ホールの多目的広場でのフリーマーケットですか飲食イベント、また公会堂の前庭ですか施設内のホワイエを地ビールフェスタの会場に提供するなど、文化施設としての枠を超えて積極的に活用しております。こういった取組は、まちの活性化に大いに貢献するものであり、極めて重要な要素だと考えております。

以上の点から、現時点におきまして、一般財団法人米子市文化財団が各文化施設の管理

運営を安定的かつ確実に担うことができる最適な指定管理者であると判断したため、このたびの選定に至ったところでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

稻田委員。

○稻田委員 個別具体に何かとか、あるいは反対の意見を申すわけではございませんが、過去何回かこの委員会で述べてまいりましたとおり、この公募、非公募の件であったり、それぞれのメリットがありますが、原則公募であるところを非公募で、かつ一つの事業者が多数を、多くを抱えている状況であるということが今後どのように波及していくのかっていうのは、何か具体的にこれだというわけではないんですが、懸念される材料が私の中で頭をよぎるということは常々申し上げてまいりました。今日のこの委員会の採決の結果あるいは本会議の採決の結果がどうなるか、それは分かりませんけれども、仮にこのままこの事業者が今後も5年間、引き続き指定管理者となるという前提で、ただ、さきの、11月でしたかね、閉会中の委員会では、文化観光局長から、今後、在り方については考えていきますという答弁はございましたが、したがって、仮の話をして恐縮ですが、また向こう5年間、そういたしますと、指定管理制度が始まっていますから次、25年目の5年が始まるんですが、その状況を鑑みて、在り方を考えていく考えはしっかりと持っていると。4月以降もこのことについては、終わった終わったではなくて、今後に向けて考えていく姿勢がありますということを確認で伺つときたいんですが、いかがでしょうか。

○西野委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員の今御指摘、そのとおりだというふうにお約束をしたいと思います。これは、昨日も少し申し上げましたが、指定管理制度を運用して、やはり特に地方都市のような資源が限られたところで、指定管理制度をいかにその趣旨の下で円滑に運用していくかというのは、実は非常に難しい課題の面があると。光と影ということはいいかどうか分かりませんけど、両方あるなというのが、長らくこの制度に私自身も携わっておりますので、率直な感想であります。なかなかこっちを立てれば、こっちが立たないみたいなところがあって。

ただ、一つだけはっきりしてるのは、やはり公の施設を、市民の皆様のために、本来の機能、効果として最大限それを發揮していく、かつ当然のことですが、それに投入する財政資源の最適化も図っていく必要がある。これが我々の目指すところであります。したがって、例えば文化施設でも、確かにこれ御案内のとおり、もともと委託から始まつてて、途中から指定管理という制度が入ったというどこがあって、委託までにもう何十年も、10年も20年も委託でやってきたものを、いきなりはしごを外すかみたいな話も実は裏にはあって、今日に來てるということもありますが、だからといって、それが未来永劫そうだということではなくて、やはり中身の話ですね。

昨日も話ありましたが、例えば水鳥公園でも、館の管理と、それからちょっと誤解があるようですけど、調査・研究というのは、これは指定管理の範疇じゃありませんので、あくまでも指定管理は公の施設の管理を委託してます。調査・研究というのは、財団自らの自主目的の部分でありますので、これは指定管理とは実は関係ない話なんですね。ですか

ら、例えば今の文化振興でも、ホールの管理、いわゆるビル管理の世界、照明とか、どんちようの操作とか、ちょっと特殊な技能も必要ですけど、ビル管理の世界と例え文化振興の、いわゆる文化の人材育成とか学芸員の育成とかっていうのは、ひょっとしたら、そこにミシン目が入れれるかもしれないとかですね、いろんな可能性があるというふうに思ってます。

ただ、何にしても一つの施設を運営していくっていうことを、あんまり中で刻んでしまうと、また館の円滑な運営ができないという面もありますので、これらを最適化する方法というのがあるのかないのかというようなことも含めて、これは今の私が持ってるイメージでありますが、これは来期の改定を待つことなく、来年度以降、速やかに検討を着手し、5年後に間に合うようにしたいと、このように思っております。以上であります。

○西野委員長 稲田委員。

○稻田委員 ぜひよろしくお願ひします。次お会いできる機会があれば、しっかりとそこ、4年に一度が待っておりますので、そこはそこでわきまえて、これでやめておきます。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 先ほど副市長からありましたんで、私も中身を一遍精査をしながら、例え美術館とか山陰歴史館とか、そういうものの学芸員がやってて、実際施設の特徴と、それから公会堂、文化ホール、さなめホールみたいなホールの部分とは特性が違いますよね、集客の特性が。そこら辺も含めてちょっと中身を検討していかなきゃいけないし、それから、さっき言った、山陰歴史館は別個ですけど、山陰歴史館と美術館というのは、収蔵というもののやっぱり今後、在り方も含めて、どういう収蔵の在り方であるべきかみたいなのはぜひ御検討いただきたいと思ってるので、そのベースがやっぱり学芸員で日頃、実際自分のところにある、よそからちゃんと来た学芸員だと、なかなかその歴史的価値も含めて地元の特殊性が分からぬと思うので、私はそこに学芸員の継続性が逆に生きてくると思うので、学芸員の持てる価値判断があるうちに、今後の収蔵の在り方みたいなところはぜひ御検討いただきたいなど。美術館は特にそうですね、スペースも限られてますし、収蔵スペースがすごくお金がかかるスペースなので、そこら辺のことはしっかり御検討いただくっていうことを要望しておきたいと思います。

○西野委員長 ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 私も前にも言いましたけども、私はやっぱり、非公募である理由は、先ほどいろいろ学芸員のことも言われましたけども、美術館と歴史館についてはそうですけど、公会堂も一緒ということは、そういう面では切り離してもよかったんじゃないかなと思っています。そういう学芸員も、もしも公募してあったならば、違うどこが取ったならば、そういう現在の学芸員さんを継続雇用してもらう条件をつけるだとか、そういう方法もあると思っておりますし、といった、やはり長年ちょっと文化財団さんはここ以外もかなり取っておられますので、大きくなつたところ、やっぱり小さなところの特色を持ったっていう、公募っていうので門戸を開いていくっていうのは必要だったんじゃないかなと思っておりますので、私はそういう面では一貫して言っておりますけど、そうであるべきだったと思っております。

あと、ちょっとうちの会派の人から聞いたんですけど、公会堂は一応、中央公民館としての位置づけがあるということで伺ってるんですけど、これは文化振興課さんが今、担当でやっとられますけども、文化振興課さんにうちの議員さんが聞いたら、吉岡議員が聞いたら、中央公民館としての位置づけは持っていないみたいな回答があったと伺ったんですけど、その辺り、地域振興課からしたら、いやいや、あると。公会堂としての役割はあるということですけど、その辺りの整合性というのはどう考えておられるのか、お聞きしたい。

○西野委員長 大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 中央公民館の管理運営につきましては、あくまで指定管理業務としては含まれておりませんので、このたびの指定管理の選定に当たりましても、当然ながらその部分は反映させておりません。以上でございます。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 指定管理とは別だっていうことですね。位置づけはされてることは間違いないんですね。分かりました。

ということで、私は、そういった非公募というのは、あくまでも公募であるべきだと思ってますので、言わせていただきました。

○西野委員長 国頭委員、反対ということですか。

○国頭委員 はい、反対。

○西野委員長 反対で、分かりました。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

(「反対なんだったら討論…。」と今城委員)

国頭委員。

○国頭委員 先ほども言いましたけど、前からちょっと言っておりましたけども、いろいろなやり方があると思います。細分化して発注してるとこは、松江なんかも割と細分化して、細かく地元に協力が得られるようにやってたりします。そういう面を考えると、やっぱり全部含めてというのはちょっとどうかなと思っておりますので、反対したいと思います。

○西野委員長 国頭委員、議案が104号、105号、106号とあるんですけど、全部反対か、それとも例えば文化ホールだけとか。

○国頭委員 基本的に、100号もそうだったんですけど、基本公募すべきだということで、みんな反対。

○西野委員長 全部反対。かしこまりました。

稻田委員。

○稻田委員 賛成の立場で討論いたします。

104号、105号及び106号、全てについて賛成です。これまで審議もなされてきた過程に瑕疵があるとは思えません。要はこれまでの手続上問題がなく、ここに指定管理者が上がって来て、これを仮に否決することになれば、また市民サービスの混乱も招きますし、反対をする要素がありません。ただ、将来に向かっての課題認識というものは常々

あり、この場でも常々申し上げ、それ程度答弁をいただいてまいりました。4月以降の姿勢もお聞きいたしましたし、それは直接この採決には関係ありませんけれども、そもそも加味いたしまして、この議案に反対する理由はなく、したがって、賛成と考えております。

以上で討論を終わります。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 私も賛成の立場で討論としておきたいと思います。

私は、先ほどの反対の御意見とは恐らく別でというか、それとはちょっと違っています、むしろこの特殊性とか、あるいはその収蔵物の、米子ならではの収蔵物だとか、そういう過去積み上げてきた知識や経験が逆に生かされるような施設群となっていると思います。それから最近、近年はいろんな企画展とか、それからホールの使い方にしたって、いろんな、市民がたくさん来てくださるような、集客を得れるような取組もできております。それは一長一短にできるものではなくて、やっぱりネットワークとしてつながりが功を奏してくる部分が非常に強いのがこの世界ですので、そういった経験を踏まえて、より市民に喜んでいただけるような企画を進めていただくということを期待しておりますし、先ほど言いましたように、美術館に関しては、逆に指定管理者の持ち合わせている収蔵に対する知識を十分に生かしていただいて、今後につながっていただきたいという思いを込めて賛成の討論としたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 私も、賛成がずっと続くのがどうでしょうと思うのですが、取りあえず賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

反対の討論の中で、細分化することによって、地元の皆さんへの分配が行われるだろうというようなお話ですが、どこにその根拠があるのかということもちょっと分からなかつたということを前提にお話しすると、細分化することによって、例えば美術館の運営にはたけているという大きな都会からの美術専門集団などというところが入ってきて、ということも可能だろうとは思います。そういう状況の中で、米子市にある人材、それから米子市が持っている知見、そういうものを他方からいらっしゃるというところに分配する意味が本当にあるだろうかっていうふうに思いますし、いや、じゃあ、現在、米子市の中でこれだけのものを担っていて、今の文化財団以上に様々なことをやってのけることができるという財団であったりとか団体であったりということがあるのであれば、もう既に今の段階で、そういう方たちが行動を起こすだけの力量があるということが認められるなら、当然公募という形も検討されるべきだったろうと思いますが、そういう方たちが米子市に、またはそういう集団が米子市にないということを考えると、そういう他からのものを排除するわけではありませんが、米子市にある財産、資産、様々な、人も含めてのものを使わずに、米子市以外のところから入れていくということを望むということが非常に不合理なように私は感じていますので、そういう意味では、今、議案として出している全てのものについて、しっかりと今後も文化財団のほうに自主的な事業も含めて、運営をしていただく上で、米子市って本当にいい文化的なことをやってるよねということを全国に知らしめていただけるような、そういう活動をしっかりとやっていただきたいというふうに思って

いますので、そういう意味では、しっかりとやっていただくために、今回は賛成をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

国頭委員、ちょっと2回目なんで。誰かほかにいませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 じゃあ、いないようなんで、国頭委員。

○国頭委員 ちょっと今城委員の言い方で、私も語弊があったかもしれませんけど、私は地元だけにこだわるということは思っておりません。現に他から入って、ほかの議案で県外の業者も取っておられます。それは私はいいことだと思ってるんですよ。別に地元だけにこだわらずに。でも、他から取られても、それは地元を雇用される可能性はあるということで、私は問題ないと思っております。ただ、よりよい米子市の指定管理をつくるという意味では、私は、いろんなところから入ってくる、条件を緩和して、いろんなところが入ってくるっていうのは、切磋琢磨して、そういうたった管理の意見を競い合わせて取るっていうのは、必要だと思ってますんで、そういうたった意味で反対ということで言わせていただきました。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第104号、米子市美術館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…稻田委員、今城委員、田村委員、津田委員、中田委員、錦織委員、森谷委員]

○西野委員長 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…稻田委員、今城委員、田村委員、津田委員、中田委員、錦織委員、森谷委員]

○西野委員長 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び上淀白鳳の丘展示館並びに米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…稻田委員、今城委員、田村委員、津田委員、中田委員、錦織委員、森谷委員]

○西野委員長 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時36分 再開

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から3件の報告がございます。

初めに、農業委員会委員の募集について、当局からの報告をお願いいたします。

宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 米子市農業委員会委員の募集につきまして御報告させていただきます。

農業委員会の委員でございますが、農業委員会に関する法律によりまして、公募による応募者または推薦を受けた者の中から選考し、市議会の同意を得た上で市長が任命を行うこととなっております。

現行の米子市農業委員の任期は、令和8年7月19日までとなっておりますので、新しい農業委員を令和8年7月20日に辞令交付できるように募集に関わるスケジュールを組んでおります。スケジュールにつきましては、令和8年1月に選考委員会を開き、選考方法の協議を行いました後、令和8年1月20日から2月20日までを募集期間としまして、公募を開始する予定としております。

候補者の募集についてでございますが、米子市ホームページに詳しく掲載するとともに、農業者、農業関係者、団体などへ周知を図ってまいります。新しく募集をします農業委員の募集人数、業務内容、募集要件についてでございますが、これは、現在任命させていただいている方と一緒にございます。

説明については以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザの対応について、当局からの報告をお願いいたします。

宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 高病原性鳥インフルエンザの対応状況について御報告させていただきます。

経過に書いておりますとおり、12月1日に米子市の農場で簡易検査で陽性が判明して、翌日の12月2日午前8時、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認をされましたことから、鳥取県に米子市が協力する形で家畜伝染病予防法に基づく防疫措置が開始されたものでございます。12月2日の午前8時より鳥の殺処分開始と同時に、家禽やその卵の搬出制限区域及び移動制限区域、畜産関係車両の消毒ポイントが4か所設定されました。殺処分は12月4日午前1時に終了し、その後、汚染物品の埋却や農場の消毒も終了いたしました、12月6日に防疫措置が完了したところでございます。

また、本日ですが、12月17日、鳥取県によります清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査が予定されております。その結果はまだ出ておりませんが、その結果、陰性でありましたら、家禽やその卵の搬出制限区域及び移動制限区域、消毒ポイントなどが段階的に解除をされる予定となっております。

この防疫措置に関わります米子市の対応でございますが、12月1日に全庁的な動員計

画を策定いたしました。またそれと、作業員の集合施設の運営、防疫基地の運営、農場への入場制限の業務を、24時間体制で1日当たり40名を動員して対応したところでございます。農林課ですとか上下水道局の職員を除き、155名を動員いたしました。

そのほか、積雪時の指導の除雪対応の協議ですとか、上下水道局によります飲料水の提供、防疫機器及び消毒ポイント、埋却処分地への給水業務を行っております。消毒ポイントへの給水業務につきましては、年末近くまで継続される見込みと聞いております。

説明は以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

田村委員。

○田村委員 このたびは御対応、本当にお疲れさまでございました。

お伺いしたいのが、防災無線等でも呼びかけられました、例えば野鳥の死骸等の発見した場合っていうような通報のお知らせがありましたが、実際、そういう通報っていうのはあったんでしょうか。

○西野委員長 宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 鳥インフルエンザ発生した後につきましては、市のほうには通報はありません。基本的には県のほうが受付をするということになっておりますので、県のほうにはあったかもしれません、ちょっとその情報までは仕入れておりません、申し訳ありません。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 結局、そこだと思うんですね。結局、その情報が共有されてないんじゃないかなっていうのを僕自身が思ってまして、県のほうにあったかもしれませんがっていうこと自体がおかしいと思いますが、どう思われますか。

○西野委員長 宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 委員さんのおっしゃるとおりでございまして、情報共有に努めたいと思います。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 ぜひお願ひします。

それと、あと、この報告からは、原因の推察っていうんですかね、そういうったものが見てとれないんですね。普通だったら、例えば野鳥が侵入したであろう穴があったであるとか、そこの修理したなり、埋めたなり、あとは職員さんの足の微細粉などが入った形跡があるんじゃないとか、そういうたところも替えたとか、そういうたものが見受けられないんですけども、どうでしょうか。

○西野委員長 宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 普通、鳥インフルエンザが発生する前は、野鳥が鳥インフルエンザにかかるっていうのが判明して起こるのが多いんですが、このたびは、事前に近くの野鳥で鳥インフルエンザが発生したっていうのは一切なかったわけでござります。それで、原因につきましては県のほうからまだ発表されてないんですが、対策はきっとされていたというふうにそもそも聞いておりましたので、そこは、どういう原因なのかっていうのは今後確認をして、指導できるようであれば、市のほうも関与していきたい

と思っております。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 ゼひこれは、県とやっぱり密に連絡取って、先ほど言った通報であるとか、そういった対策であるとか、またそれが十分にほかの養鶏業者さんにもシェアされるようにお願いしたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、東山公園指定管理者による除草剤の不適切廃棄事案について、当局からの報告をお願いいたします。

成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 そういたしますと、東山公園指定管理者による除草剤の不適切廃棄事案につきまして御報告をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。令和7年11月25日に、東山公園の指定管理者であります米子スポーツマネジメント共同企業体の構成企業、株式会社チュウブの従業員による除草剤の不適切廃棄事案が発生いたしました。

まずは1、事案の発生及び当日の対応についてでございます。資料の下のほうに載せております位置図も御覧いただきながら、御確認のほうをお願いいたします。11月25日の午後2時頃に、株式会社チュウブの従業員が、使用期限の過ぎておりました芝生用の除草剤を、東山公園内の弓道場の横にございます屋外手洗い場の排水口に廃棄いたしました。その後、市民の方から市に対しまして、東山公園内の排水口に異臭のする黄色い液体が流れているとの通報がございましたので、市の職員が現場に向かいました。市の職員が現場を確認したところ、公園内の排水口から市の管理河川であります鉄道南側川にかけまして、除草剤が流出していることを確認いたしました。そのような状況でございましたので、まずは除草剤の追加流出を防ぐために土のうを設置いたしまして、公園から鉄道南側川への排水口を封鎖いたしました。その後、バキュームカーで流出した除草剤の吸い取りを行いまして、さらなる下流への流出を防止するための土のう堰を鉄道南側川に設置いたしました。

以上が当日の対応でございます。

続きまして、2、その後の対応についてでございます。事案の発生いたしました翌日の11月26日には、鉄道南側川及び鉄道南側川から流れ込みます東山川の水質調査を依頼いたしました。また、12月1日には、弓道場横の手洗い場及び東山公園内排水口の洗浄作業を実施いたしました。12月2日には、市から指定管理者に対しまして業務改善指示書を発出いたしまして、業務改善計画書を提出すること、法令等の遵守を徹底することを指示いたしました。12月8日には、指定管理者から市に対しまして業務改善計画書が提出されました。指定管理者からは、適切な薬剤の使用、保管、処分についての周知徹底するための職員研修の開催、法令遵守を最優先事項として徹底するための職員への継続的な教育の実施などの計画が示されました。

なお、資料には記載が間に合っておりませんけれども、12月12日に鉄道南側川及び東山川の水質調査の結果が判明いたしまして、流出した除草剤の成分が基準値を上回る地

点はなかったということを確認はしているところでございます。

説明は以上でございます。

○**西野委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

津田委員。

○**津田委員** この除草剤を捨てたのは何でだったんでしょうか。そもそも知らなかつたっていうことだと思うんですけど、これについてのルールとかっていうのはあったんでしょうか。

○**西野委員長** 成田経済部次長。

○**成田経済部次長兼スポーツ振興課長** 廃棄した職員の会社の株式会社チュウブの社内ルールにおきましては、本来は、薬剤につきましては使い切りを原則としておりまして、仮に廃棄処分が必要になった場合は、本社に持ち帰って適正に処理するというようなルールが定めておられたというふうに聞いております。

このたび事案を発生させた職員につきましても、会社の廃棄のルールというものは知つておられたということで確認しておるんですけども、その事件の発生時にはその認識が抜け落ちとつて廃棄をしてしまったというふうに伺つてるのでござります。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** そういうことだということで、これ環境事項なんんですけど、これは、フローラ一体制っていうのはどのようになっているんでしょうか、株式会社チュウブさんのフローラ一体制。だから、こういうような事故が起きたときにはどこに連絡するとか、またそこから受けたら誰に知らせるかとか、そういうようなフローがあると思うんですけど、なければ作つていただかないといけないと思いますけど、どのようになつてるんでしょうか。

○**西野委員長** 成田経済部次長。

○**成田経済部次長兼スポーツ振興課長** 株式会社チュウブさんのフローラ一体制についてはちょっと確認しておりませんので、確認させていただいて、言われましたように、ないようでしたら作るように指示したいと思います。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** では、本市のフローラ一体制っていうのはどのようになりますか。そういう事故が起きた場合には、都市経済委員長に報告するとか、そういうような市議会に報告するだとかっていうフローとかっていうのはあるんでしょうか。

○**西野委員長** 成田経済部次長。

○**成田経済部次長兼スポーツ振興課長** そのような事案が起こつたときの、このような事案が起るようなことも特に想定はしておりませんでしたので、事前にフローというのは作成はしてなかつたんですけども、とにかく、こういった事件が起こつたときには、関係機関には速やかに連絡するということはさせていただいております。今回のケースですと、県のほうにも環境部局ございますし、市のほうにも環境部局ございます。そちらのほうには速やかに連絡をさせていただいております。

あとは斐伊川の河川事務所、出雲のほうにあるんですけども、そちらのほうにも連絡をさせていただいておりますし、そのほか、警察ですか漁協の関係者ですか、あとは地元ですね、そういった方には、一応考えられる関係者には全て報告はさせていただいている

ところです。以上です。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 今のお話聞いたところだと、フローがあるという、そういう関係する機関には連絡するというようなことで伺いましたんで、そういうフローっていうのはあるだろうというふうに思ってますけど、こういう環境事故っていうのは、そういう薬といふか、そういうもんを流してしまうと、もういろんなところに波及っていうか、するというふうになりますんで、本当に重く受け止めていただきたいというふうに思います。

○西野委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 確認ですけども、そうすると、ここに書いてあるように、指定管理者に対して業務改善指示書を発出して、それで、その計画書の提出を受けたということですので、今回の事案が、チュウブさんだったら、そもそも芝生の管理といふか、育成管理をやってる会社なので、当然こういう除草剤、芝生用除草剤の管理なんていうのは、私は詳しいところだったところの事案なので、従業員に対する徹底が行き届いてなかった事案の一つという受け止めをしておりますので、そのことの改善がこの計画書の中に、要するに手順ですよね、例えば余った除草剤はどう扱うのかとか、期限切れの除草剤はどう扱うのかというようなことの徹底がなされる計画書であったということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 チュウブさんから伺ってるのは、既に職員向けの研修というのは実施をおられまして、その際には、先ほど委員さんのほうが言われました、そういう薬剤が残ったときの処分ですとか、処分の方法ですとか、余ったときには本社に持ち帰るというふうなルールの徹底というのも、研修の中で改めて厳しく徹底されたということは伺っております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 今回たまたま、それこそ、さっき津田委員のほうからあったことに関連する、たまたま通行してる地域の人が、白濁といふか、色のついた水とか臭いとかに気がついたということなので、それに端を発してということだと思うんですね。ほんで、私は地元なので、近隣だということで、比較的早い段階で話を、情報を得て、実際、場所にも行ってみたし、近所の人たちがどの程度知ってるのかということも伺って、そんなに広まつてはなかったですね、近所の。特に河川の下側、鉄道のところ、鉄道南側川から東山川、そして放水路っていう経路をたどっていくわけですから、加茂川のところの。その東山町のほうなんかにも、そういう大きな騒ぎになるようなことはなかったしということで、早い段階で気づいたからこそということだと思うので、そこら辺については、計画書が出てきて、それを既にやったということだけではなくて、これは、それこそ指定管理の範囲内のことだと思うので、再発防止のところは、特に重点事項として、しておいていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

ちなみに私もこの夜歩いたけど、放水路も、元気よくコブハクチョウやカモが泳いでおりまして、いろいろ餌を取りながら活動しておりましたんで、それは確認しております。報告しておきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 重ねて申し訳ありませんが、一つ。前回発生しましたというときの御報告のときもそうなんですけれど、今回の御報告の中にも薬剤の種類等については一切触れられてないっていうのは、何か意図したことがありますか。

○西野委員長 成田経済部次長。

○成田経済部次長兼スポーツ振興課長 薬剤の種類について意図して書いてないというわけではございませんでして、特に隠すものではないので、言いますけれども、薬剤の種類といたしましては、商品名になるんですけども、バリケードフロアブルという、芝生用の除草剤になっております。主な主成分としては、プロジアミンという主成分になっておりまして、一般的な除草剤ではありませんが、芝生用の除草剤に使われているような主成分であるというふうに伺っております。以上です。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。なぜそれを聞いたかといいますと、当然御存じのとおり、除草剤の中にも、今はもちろん、本当に取扱いに非常に慎重になるべきものがたくさんあるのです。基本的には劇物、毒物、それから普通物っていうふうな形になっているということを考えた上で、一般的にこうやってまくような、専門家の方が使うようなものであったとしたら、どんな内容なんでしょうかっていうものをもちろん気になるところであるというところと、当然、普通物に類型されるようなものでないって思うんですね、一般的には、素人的には。けど、まくために準備しておられた業者さんが専門家であるということを考えると、もっと強くて、もっと効果のあるものとかで、実は劇物にまではならないのかもしれないけど、量的に大丈夫とかって思うような不安とかっていうものが起こるような場合ももしかしたらあるのかもしれないなって。市民の中には、そういうこともあるのかもと思ったときには、やっぱりきっちりとした種類はもちろんだけど、何系であって、どういう取扱いでっていうようなことまで、ちゃんと把握してくださっているのであれば、どういう形で公表するかどうかっていうことは別ですけれども、そこら辺も含めて、御説明とかの間に、安心なんだっていうと変ですけども、ていうところが必要だったのかなっていうふうに思っています。

先ほど次長の御報告で、水質検査の結果が出ました、規定値以下ですので安心っていうか、安全ですよっていうことをおっしゃってくださっているので、それはもうとてもよかったです。実際、この間、そういうような内容とかが一切出てこなかつたということについての市民、一般的な考え方として、本当に大丈夫、隠しとおへんみたいなことを思われないような答弁や思われないような資料の出し方っていうのは、やっぱり安心と安全を担保するという意味では、必要なではないかなというふうに思ったところを申し上げた上で、改善の計画書等もありますので、そちらのほうをきっちりとさせてくださいとすることを踏まえて、今後のことも含めて知っといてくださいっていうような対応をしていただければ喜びますということで、ある意味、要望ということで終わりたいと思います。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時58分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局所管について審査をいたします。

議案第94号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

結城課長。

○結城水管路維持課長 損害賠償額の決定について報告をさせていただきます。

事故発生場所につきまして、米子市内、個人宅。

事故の概要について説明させていただきます。

令和7年6月26日、上下水道局が委託した作業者による検定満期に伴う水道メーターの取替え作業後の通水時において、宅内の水道管に不安定な水圧が加わったことにより、トイレに設置されている温水洗浄便座と水道管の接続部から漏水が発生いたしました。この漏水により、相手方自宅の一部に損傷が生じたものです。

続きまして、和解の概要について報告させていただきます。

本件事故により、相手方宅内のトイレ、洗面所、廊下及び玄関に損傷が生じ、修理費用は372万4,600円（税込み）となりました。上下水道局は、本件事故について責任を認め、当該修理費用相当額を賠償金として相手方に支払うことで和解案が成立しております。また、双方において事故の事実関係及び事故の確認了承の上、本示談をもって本件に関する事項を全て解決し、相手方からは、今後、当局及び委託者に対する請求等を行わない旨の確認を得ております。本件は、水道事業に関わる事故に伴う100万円を超える損害賠償額の決定であるため、地方公営企業法及び本市条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。以上です。

○西野委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

津田委員。

○津田委員 あんまり詳しく書かれてないんでお聞きしたいんですけど、この水圧っていうのは、どんな、不安定な水圧がかかったためにこのものが壊れた、破損したっていうふうに取るんですけど、その不安定な水圧っていうのは何なんでしょうか、お教え願えますか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 不安定な水圧について御説明させていただきます。

不安定な水圧っていうのは、通常、水道の給水管内は水に満たされた状態であります。ここで、検定満期によるメーターを取り外した時点で、満たされた水が全部下がっていくというところで、そこでメーター取替え後にゆっくり通水するんですが、メーター機の取替え後に再度開栓を行います。その時点で下がり切らない水とその間に空気が生じて、この御家庭は、御不在の御家庭というところだったんですけれども、御不在時においても水

道メーターを取り替えてもいいという御承諾を得てますので、そこで空気と水との間に不安定な状態が生じた。通常であれば、こういったような事例というのは、過去10年間においてもないんですが、そういったような事例が発生したというところです。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 伺った限りによると、もうそういう事例がないっていうことは、作業ミスとかではないというふうな御返答だと思うんですけど、そんなんでしょうか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 委託者は、検定満期水道メーター取替え工事施工要領というものがございまして、私どもの手法書というような形なんですけども、それに基づき正確な作業を実施しております。作業後におきましても、10秒間の漏水がないことを確認した上で現場を離れておりますので、私どもの作業要綱に従って作業を行った上の事故っていうことになります。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 その手順書に従って行われてるっていうことなんで、再発防止とかっていうことでちょっと私は考えたんですけど、ほんじゃあ、もう防ぎようがないっていうことで理解してよろしいんでしょうか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 この点につきましては、事実、こういったような事故が発生いたしましたので、今後においては、さらなる、開栓時にゆっくり開けるとか、それと開栓時に今10秒間で漏水の確認をしてたのを、これを30秒程度に延ばして漏水の発生のリスクをそこで確かめるというところを再発防止策として考えております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 そのような形すれば、この作業っていうか、そういう事象は防げるっていうふうに、そういうふうに思われてるっていうことで、防ぎ切れるんじゃないかなっていうふうに、ちょっとお聞きした限りでは思いますけれども、この費用につきましては、372万4,600円ということで、全ての配管を取り替えられるような金額に思えるんですけど、実際どのようのことなんでしょうか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 損害箇所の、被害箇所の原状復旧を前提としております。今回、事業者のほうから出された見積書を精査して金額のほうの決定をしております。この精査した結果、必要相当額と認められる金額と確認いたしました。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと一軒家にしてはすごく高い金額じゃないかなっていうふうに素人考えで思うんですけども、実際、それが妥当な数字なのかっていうのが何を根拠に思われてたのかなっていうふうに感じますけど。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 こちらの家屋につきましては、現状、その箇所だけ直すっていうところが、廊下の部分の膨らみとか、こういったようなところで、トイレにおきましてはパッケージというような形になっておりまして、その箇所、部分的に直すっていうことが不可能な状態でございます。それゆえにこういったような金額になったというところで

ございます。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 水道以外にも、ほかに水道が原因でいろんな場所が不具合というか、そういうふうに、今までとはちょっと違ったような形だったので、このような金額になったということを理解してよろしいですかね。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 このたびは、通常の手順で行われたというところですが、想定しないことが発生して、こういったような費用に及んだというところでございます。

○津田委員 私からは以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 その被害額がかなりの金額になっているというところでの御質問だと思いますけれども、このたびの損害額っていいますのはその配管等にかかるものではございませんで、家屋の中の一番奥にそのトイレの部分、漏水した箇所がありまして、そこから玄関のほうまで水が流れ出していたということで、その家主の方は夕方まで帰ってこられなかったということもありますし、その発見が遅れたということで、廊下部分の床材ですとか、あるいはトイレの中の床あるいは内壁、それと洗面所の床、こういった部分が広範囲にわたって水浸しになったという形で、このたびのような金額になったところでございます。

○西野委員長 よろしいですか。

○津田委員 はい。

○西野委員長 稲田委員。

○稻田委員 ちょっと津田委員と重なるところがあるんですが、原因の部分は、要は、いわゆる空気抜きという行為が10秒間流せば足りるだろうという想定であったけれども、空気が残ってしまったために、そこに水圧がかかって、通常、水道管内にかかる圧力を空気が持っている圧力が超えてしまって、それが破損の原因になったと考えていいんでしょうか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 おっしゃる御説明、こういったようなところで、こういったような漏水事故が発生したというところで。通常、その水道管の管内の中っていうのは、十数秒間、御不在の状態でしたので、御在宅であれば確認ができる、空気を抜いた状態っていうことになるんですけども、こういったようなところで、水道水と空気の水が行き來したというようなところで、そこで混在したという…。水の移動がそこで若干考えられたとなります。

○西野委員長 稲田委員。

○稻田委員 それで、対策としては10秒を30秒にすることではほぼ同様の事例は起きないだろう、ほかというか、絶対起きないだろうということで、これから先は専門家の領域ですので、10秒がいいのか、30秒がいいのか、また別な検査方法があれば、それがいいのか、ここでは申しませんが、再発防止には努めてください。

続けてですが、372万4,600円との記載がありますが、今の話ですと、通常の手順

を踏んだ、要は委託業者が通常の手順を踏んで起きたためというか、であるので、この費用は全額、市というか、上下水道局負担、私は、要は委託者にも何らかの瑕疵があつて、応分の負担があるのかなとは思っていたんですが、要は負担割合っていうのが存在するのかどうか教えてください。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 こちらの上下水道局が設定いたしました検定満期に伴う取扱要綱ですね、そちらのほうを遵守してます。こちらにおいては、委託者はそのとおりに従って手順を行ったものであります、これについて委託者への過失っていうのは、瑕疵っていうのはないものと考えております。

○西野委員長 で、結論は。

○結城水管路維持課長 結論は、全額、水道局が負担をするというところが相当だと考えております。

○西野委員長 稲田委員。

○稻田委員 できれば、そういった部分も資料に載せておいてほしかったとは思いますが、それはさておき、再発防止策は厳重徹底に行っていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 すみません、何度も重ねて申し訳ないんですけど、2級管工事の立場からいうとちょっと信じられないことがたくさんあるんですけど、そこはそれとして。今回、手順に従いましたっていうチェックの分は、例えば管工事とかの責任のある技術者さんが全部、役所のほうでですよ、確認されたっていうことですか。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 この作業に当たっている作業者は、配管工の資格を持っており……。

○今城委員 当たり前のことです、それは。役所がどういう、誰が見たのかっていうことを言ってるのよ。

○西野委員長 今城委員、挙手で。

○今城委員 ごめん。いいよ、いいよ、いいよ、どうぞ。いや、答弁終わってないけん、どうぞ。

○結城水管路維持課長 そちらの作業者っていうのは、確かな技術力を持った者ということを確信しておりますので、それに基づいて瑕疵はなかったというふうに認めておるものです。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 確かな技術者とか責任のあるとかっていう、給水の資格のある人じゃないと水道は構えないのは当然のことなので、そんなことを聞いてるわけじゃなくって、今回それがどういう手順でやられたのかっていうことを、役所側が、そういう資格のある人がきちんとチェックしたのですかっていうことを聞いてるんですよ。

○西野委員長 結城課長。

○結城水管路維持課長 この案件に伴いまして、作業者の方には作業手順のほうを確認いたしまして、それで問題がなかったということで考えております。

○今城委員 答弁、ほかの人がしてください。

○西野委員長 ほかに、ちょっと答弁、答えれる方おられますか。

○今城委員 言つてることが全然違うでしょう。

○西野委員長 佐々木課長補佐。

○佐々木水管路維持課長補佐兼メーター管理担当課長補佐 まず、その事例が、お客様のほうから一報が入った時点で、私のほうが現地のほうを訪問いたしまして状況を確認し、その後、作業に当たった委託員のほうに現地、何時頃作業に当たって、どのような手順で取替え作業を行ったかというところを確認しました。今も言いましたが、取替え後に、先ほど空気が混入しますというのが、もうかなりの確率で混入いたしますので、それについては、まず一軒家であれば、外に水道の蛇口がございますので、そちらで空気をある程度抜いて、まず軽減させると、水圧変動を。その後に止めて漏水がないかの確認を取ると、そういう手順での、今、先ほどから説明しております要綱にございますので、その手順どおり作業したかというのを、私のほうが聞き取りのほうで確認をいたしました。作業前、作業後において、漏水、そのメーターのほうは止まっていたと。流れてはなかつたということの作業の聞き取りをいたしましたので、それできちんと作業をされているものと私のほうで確認いたしました。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 前から土木のほうとか、下水とか水道もそうなんですけど、よく言つてるのは、ちゃんとした、こちら側ね、こちら側の人が、ちゃんとした技術力のある技術者さんがちゃんと監督員なり、それから作業のことも全部分かってる人がきっちと見てますかつていうところをいつも言ってますよね。そういうところがちゃんとできますかつていうところが、私は気になるところだっていうところです。例えば、ごめんなさいけど、今回の額の決定については、当然被害に遭われている方があるので、これについてのことっていうのを考えると、当然こちら側がきちんと賠償をしていくことっていうのはもう当たり前のこととして分かるんです。

ただ、こういうことが起こってきたっていう次の次に起こるかもしれないっていうことをどう防ぐんですかつていうことを、皆さんがそう思つてはいるわけなので、私からすると、普通の場合でいうとですよ、こんなこと、今さら水道局の方々に言うのもなんですがれどと思うんですけど、閉栓して開けて、したときには、当然爆発ぐらい、水道のメーター替えてるわけなので、爆発程度の水道、水が圧縮されたのがばんって出て、ばんばんばんばんってやってから、すうっと出てくるのが当たり前のことなので、そこまでのところをちゃんと確認してますかつて、それが10秒で起こらなかつたんだったらおかしいと思って、ずうっと見ないといけないはずじゃないんですかつていうこととかもあるし、現場でそのことが分かってる、当然御存じの方ばかりにこんな釈迦に説法みたいなことを言うのもばかばかしいことなんですけれど、そういうところがきちんと一つ一つ行われているのかとか、空気弁とかがある家とかだったら、空気弁どうなつたのかということだとか、きちんと空気弁開けたり、閉めたりをして、空気を逃がしたつていうところからちゃんとスタートしてんのかとか、そういう感じのところとかっていうのが、役所がきちんとそこを見てますかつていうことを言いたいの、私としてはね。ただ書類とかで順番的にこれもやりました、あれもやりました、こうしましたとかっていうことで、あつ、そうで

すか、手順どおりにやっておられますねっていうことで確認したんですかっていう、そういうことじゃ確認にはなりませんよっていうことを言っているわけなので、そこら辺がどうですかっていうことが聞きたいんです、確認として。

そうでないと、別に額の多寡の問題じゃなくって、被害に遭われる方たちのここのことを考えると、そういうことが絶対ないようにするのが当たり前のことで、そういうところの技術力が、例えば上下水道局というか、水道局の皆さんにないというんだったら、ちゃんと研修するなり、現場に行って勉強させてもらうなり、そういうことをきちっとしなさいって、これまで何回も言ってるはずなんですよ、私、この委員会とかのそういうような案件のときとかなんかは。技術力がなくって監督員になるんだったら辞めてもらいたいっていうの、いつも言ってると思うんですよ。そういうところがきちんとなつてますかっていうことを聞いてるわけなので、これは、補佐とかが話すことじゃなくて、局長とか次長とかが言うとこじゃないのって。そういうとこ、ちゃんとやってますかっていうところをどうなんですかって。技術力はきちんと保ててますかっていうことを言ってるんですよ、どうなんですか。

○西野委員長 石田副局長。

○石田上下水道局副局長兼給排水課長 今回のことは、技術の継承はしてるつもりだったんですけども、あってはならないことだと思いますので、これからももっと研修して、勉強してやっていきたいと思っております。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 当たり前のことを当たり前に答えてもらおうんだったら、きちんとやってください。額の多寡の問題じゃないですよって言っているのは、困られる方があるからだっていうことだし、水に対する信頼がなくなるんですよねっていうところが一番の問題と私は思ってるんです。そういう意味では、施工する業者さんたちは、それなりの法律に基づいていつも研修もしたり、何かがあったら局から怒られみたいなこともあったりするわけじゃないですか。にもかかわらず、それを確認するべきところに技術力がないっていうのは、はっきり言ってちょっとどうなんですかって、信用できるんですか、本当にっていうところを、やっぱりきちんと担保してあげてもらいたいと思います。お願いします、これはね。

それで、空気弁のこととか何かも、そのお宅お宅でどうなっているかっていうこととかちょっと確認する必要があるのであれば、今後ね、きちんとしてもらいたいっていうことがお願いと、もう一つ、確かに水道メーターは外にあるものなので、御自宅にいてもらわなくとも、外でできることですからね、現実的には。だから、許可を、承認をいただいたらどんどんどんどん、数も多いから替えますよっていうのも、とてもよく分かるこんなんですけど、今後、本当に不在のお宅をこういう形でするっていうことが可なのか、不可なのかっていうところも、ちょっと少し考えないといけなくなるかもしれないよねっていうところは、局内とかで御検討ください。何につけても、信頼できる業者さんですから、これまでもね、いいと思ってましたっていうのは、一回一回の工事や、それからお一人お一人の御自宅というか、ていうところからいうと、それは通らない話なので、そこはきちんと担保できるだけの、担保してますって力いっぱい言えるだけのものを局がきちんと持つてもらいたいということは言っておきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第94号、損害賠償の額の決定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○西野委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時23分 休憩**

**午後1時29分 再開**

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局から2件の報告がございます。

初めに、「米子市生活排水対策方針」の改定案について（中間報告）、当局からの報告をお願いいたします。

折戸室長。

○折戸経営企画課下水道企画室長 そういたしましたら、当件について説明のほうをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、本市の生活排水対策方針につきましては、公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外では合併処理浄化槽を主体とした排水対策へ移行する……。

(発言する者あり)

失礼しました。ちょっと通知のほう、資料の通知をいたします。少々お待ちください。

失礼いたしました。もう一回、ちょっと説明をいたします。

本市の生活排水対策方針につきましては、公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外では合併処理浄化槽を主体とする排水対策へ移行すること、方針の見直しですね、について、令和5年6月の都市経済委員会で報告させていただいております。この方針の見直しに伴って、現行の平成31年2月に策定した米子市生活排水対策方針を、今年度内に改定する予定しております。今回は、この改定案について中間報告を行わせていただくものでございます。

まず、そういたしましたら、先ほど通知いたしました資料、「米子市生活排水対策方針」の改定案について（中間報告）を御覧ください。この2ページで構成される資料です。

なお、この説明の途中に改定案、もう一つの添付資料、改定案の本編ですね、こういう関連ページを言いますけども、時間の関係上、そっちの資料の閲覧まではできないかなと思いますんで、閲覧までは結構ですので、あらかじめ、そのことをお伝えしておきます。

そういたしましたら、ちょっと資料のほうを御覧ください。まず1番目の項目、改定の理由等についてお話をさせていただければと思います。先ほど申しましたように、令和5年に本市の本方針の見直し決定に伴って、生活排水処理施設である公共下水道、農集、そ

これから合併処理浄化槽の概成後における対策を定めて、それに基づいて、今後、排水対策を推進する必要がございます。よって、この方針を改定するものでございます。

本方針の見直しに至った経緯については、詳細は別添資料の1ページのほうに記載しております。これが改定の理由等でございます。

そして、次の2番目の項目を御覧ください。改定案の主な概要でございます。今回の改定の柱となる2つの項目について、概要を2点ほど示しております。

まず、(1)の生活排水処理施設の整備状況と課題では、各施設、公共下水、農集、合併処理浄化槽、それぞれの整備状況、それから課題などを記載しております。それで、1の課題などを踏まえて(2)ですね、すみません、ページをちょっと行き来して申し訳ございません、次のページの(2)今後の生活排水対策方針のほうで方針案を、概成後の方針案を取りまとめたところでございます。

すみません、またちょっと1ページのほうに戻っていただきて、(1)生活排水処理施設の整備状況と課題等について説明のほうをさせていただきたいと思います。まず、各施設における現状や課題を1から3のとおり、まとめております。そのうち、3の合併処理浄化槽につきまして、ちょっと補足のほうをさせていただければと思います。

まず、3の合併処理浄化槽のアでございます。これは、公共下水道や農集区域外における合併処理浄化槽の普及促進に向けて、本市では合併処理浄化槽の設置についての補助制度の創設、それから拡充を行って、合併処理浄化槽への切替えなどの促進を図ってきました。ただ、単独浄化槽やくみ取り槽の使用実態があることから、今後も合併処理浄化槽への切替え促進を図る必要があるというものです。

そして、次のイでございます。イにつきましては、浄化槽法上で定める保守点検、清掃、法定検査について、環境衛生などの向上の面から、使用者に対して維持管理や法定検査の実施率向上に向けて取組を強化する必要があるから、このような記述をいたしております。

それから、ウにつきましては、公共下水道の計画区域の見直しに伴い、公共下水道から合併処理浄化槽による生活排水対策への移行となった弓浜地区について、公共下水道と合併処理浄化槽の使用者との経済的負担の構成を図る必要があることから、こういった記述をしております。

以上が(1)の生活排水対策処理施設の整備の状況と課題でございます。

次のページ、2ページを御覧ください。2ページにつきましては、1を踏まえた今後の生活排水対策方針について定めております。

まず、基本的な考え方として、本方針の目的の根幹となる生活環境の向上や公共用水域の保全を図る面で、概成後もさらなる汚水処理人口普及率と水洗化率を図ることから、あのような考え方を設けております。それから、次のイにつきましては、今後、社会情勢や国の情勢などを踏まえた施設の改築、更新などの老朽化対策のほか、昨今、自然災害が頻発、甚大化している対応など、今後も持続可能な生活排水を推進していくという、この2本の基本的な考え方の下、②で生活排水処理施設の今後の方針を定めたところでございます。公共下水道、それから農業集落排水、それからウですね、合併処理浄化槽について、それぞれこのような今後の方針を設けているところでございます。

以上の1、2のこれを大きな改定の柱として、方針を改定していきたいというふうに考えております。

そうしましたら、3番目に移らせていただきます。方針の改定に向けた今後の予定でございますが、1から5番のとおり示しておりますけども、議会のこの報告ですね、その後、パブリックコメントを経て、それから米子市の上下水道運営審議会のほうで最終案を報告いたしまして、3月議会で議会のほうに最終報告をいたしまして、今年度内、3月末までに改定、それから公表を予定しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市合併処理浄化槽維持管理費の補助額等について、当局からの報告をお願いいたします。

林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 それでは、本委員会の報告案件の2つ目ですね、米子市合併処理浄化槽維持管理費の補助額等について御説明を申し上げます。

資料の1ページ目のほうを御覧ください。ただいま通知させていただいたものとなります。

この件についてですが、せんだって、11月の都市経済委員会におきまして御説明いたしましたとおり、市内の弓浜6地区を対象とした合併処理浄化槽の維持管理費の補助を開始するよう、準備を進めておりまして、このたびの12月議会において債務負担行為の設定の議案を上程したところでございます。本日、この負担行為額の根拠となる補助額につきまして、その具体を報告させていただきます。

まず、項目といたしまして、1番、補助の概要（11月都市経済委員会報告）と記載している部分を御覧ください。（1）に補助対象地域、（2）に補助対象者、（3）に補助要件を記載しております。補助対象地域につきまして、11月の都市経済委員会の中で出席委員さんから、この維持管理費の補助対象地域を弓浜地域に限定していることについて、弓浜地区以外の下水道が整備されていない区域で、合併処理浄化槽をお使いの方の理解が得られるのかとの御指摘をいただいたところでございます。本補助金は、主に公共下水道から合併浄化槽による生活排水対策へ方針転換しまして、公共下水道使用者と合併処理浄化槽使用者との負担の公平性の観点から、下水道事業計画区域を変更しました弓浜6地区に対し、補助を行うものでございます。

一方で、一例としてですけれども、下水道の整備の工法で多額の工事費が見込まれるなど、やむなく行政側の事情で下水道の整備ができない場所もございます。このような場所に設置される合併処理浄化槽の維持管理費につきましても、弓浜地区と同様に補助の対象とするよう、先日の御指摘を踏まえまして対応をしてまいります。あわせまして、現在、下水道事業計画区域内の下水道の未整備の区域につきましては、令和8年度末の汚水処理施設の概成を目指しまして準備を進めてまいります。

次に、補助額の設定について説明いたしますが、以降につきまして、当課の普及担当課長補佐の遠藤のほうから説明を申し上げます。

○西野委員長 遠藤課長補佐。

○遠藤営業課長補佐兼普及担当課長補佐 それでは、続きまして、補助額の設定について御説明を申し上げます。

補助額は、標準的な4人世帯の年間の下水道使用料と合併処理浄化槽の維持管理費との差額を補助するという考え方で設定を行いました。

ただいま通知しました資料1のほうを御覧ください。上のカラーの図は、平均的な4人世帯を想定した5人槽の合併処理浄化槽の維持管理費用と公共下水道使用料を比較して示しております。左側の棒グラフは、営業課で調査しました、合併処理浄化槽を使用する場合に、年間に係る清掃費用、保守点検費用、法定検査費用及び浄化槽の微生物を活性させるための酸素を送るプロアという機械の年間の平均的な電気代でございます。

本補助金は、一括契約を原則として補助を行いますが、現在、一括契約に取り組んでおられる事業者は、米子市環境事業公社1社でございます。公社が予定されています一括契約の年間契約額を、真ん中の棒グラフで示しております。これは、米子市環境事業公社の標準的な合併処理浄化槽の型式でありますモアコンパクト、コンパクト型の年間の契約額です。一括契約により維持管理費用が圧縮され、営業課で調査しました平均額より、若干ですが、安価となっております。右側の棒グラフは、平均的な4人世帯における標準的な使用水量、1か月当たり20立方メートルの場合の下水道使用料を示しております。真ん中の一括契約の年間契約額5万5,020円と、右側の年間の下水道使用料4万1,154円の差額を、5人槽の補助額として設定を行いました。

なお、プロアの電気代につきましては、令和7年11月時点の中国電力の標準的な一般家庭が契約されるメニューの電気料金により試算を行いました。

続きまして、下の維持管理補助額の表を御覧ください。合併処理浄化槽の人槽ごとに維持管理費用と下水道使用料の比較を行い、年間の差額を示しております。浄化槽の人槽の大きさは、5人から6人槽と7人槽は一般住宅が多く、世帯人数や使用水量にかかわらず建物の延べ床面積で人槽の大きさが決まります。よって、5人槽から7人槽につきましては、標準的な4人世帯における月20立方メートルの下水道使用料を用いて比較を行っております。8から10人槽については、お風呂、台所が2か所以上ある2世帯住宅が多いことから、営業課のほうで8から10人槽の世帯における使用水量を調査しました。平均使用水量である月25立方メートルの下水道使用料を用いて比較を行っております。

以上のことから、補助額は5人から6人槽は1万4,000円、7人槽は2万4,000円、8から10人槽は3万1,000円しております。こちらは年額となっております。11人槽以上の大型の浄化槽は、使用水量が多く見込まれることから、容量が大きい浄化槽が設置されておりまして、使用水量の増加に伴い、下水道使用料も高くなることから、8から10人槽の補助額と同額しております。

元の資料のほうに戻っていただきます。すみません、通知しました2ページ目を御覧ください。3の事業費になります。弓浜地区における法定検査の結果が適正であった合併処理浄化槽の実績件数から令和8年度の適正の件数を見積もり、そこから人槽ごとの予算額を算出し、事業費を2,524万円で見積もり、この額を債務負担行為として予算案を上程しております。

4の今後のスケジュールを御覧ください。2年前の弓浜地区の説明会でも、出席の皆様から、この負担差の解消の要望をいただいております。合併処理浄化槽の維持管理費補助

につきまして、再度の地元説明会、関係事業者様に対する説明会の実施、様々な媒体を活用した積極的な広報も併せて実施を図っていきたいと考えております。12月議会で議決をいただけましたら、来年4月からの補助事業の開始に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。また、この補助金は、合併処理浄化槽を使用される方と公共下水道を使用される方の生活排水の処理に係る費用の負担差の軽減を図るものでございますので、下水道使用料の改定や維持管理費用の改定など、市場の状況の変化により補助額は見直す必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○西野委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

[「なし」と声あり]

○西野委員長 ないようですので、以上で上下水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

午後1時48分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野太一